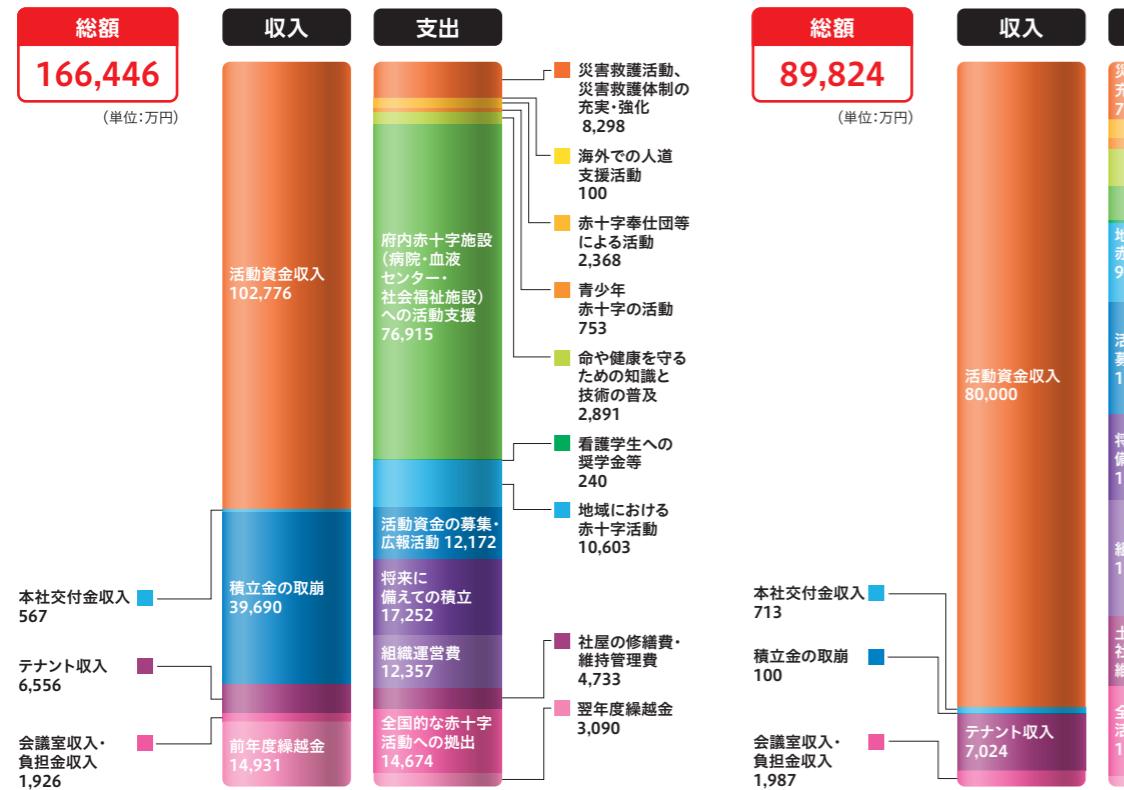


決算 令和5年度収支決算の概要

令和5年度大阪府支部一般会計歳入歳出決算は、令和6年6月に開催された支部評議員会^(※1)及び代議員会^(※2)において承認されました。

*1 評議員:各地域で選出された会員の代表の方 *2 代議員:各支部の評議員会で選出された代表の方



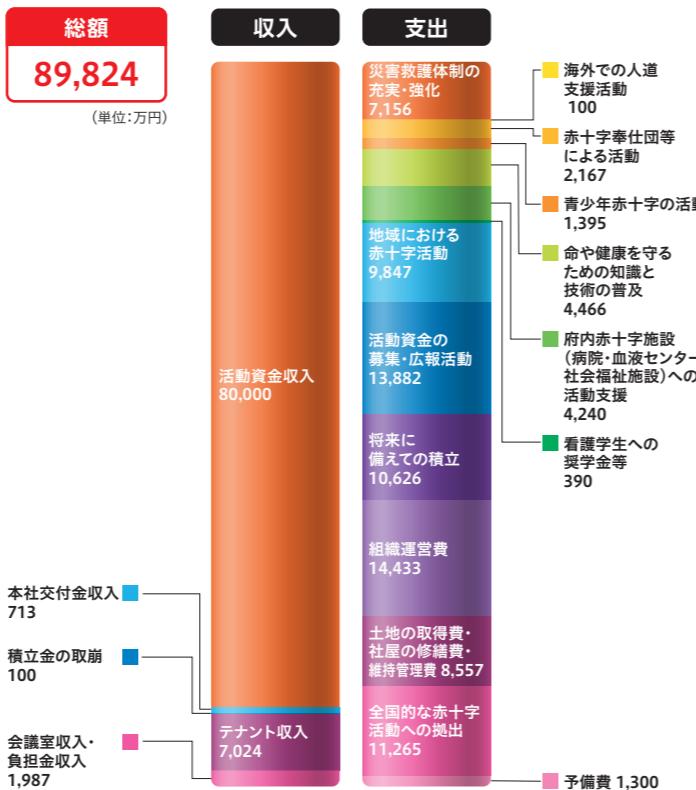
*当初の見込を上回る活動資金について、災害救護活動のための積立を行いました。

*2023年トルコ・シリア地震等の海外救援金は、収入・支出とも未計上。

*令和6年度収支決算の概要是、支部評議員会及び代議員会において承認を得たうえで、7月頃に支部ホームページでお知らせします。

予算 令和7年度収支予算の概要

令和7年度大阪府支部事業計画及び一般会計歳入歳出予算は、令和7年2月に開催された支部評議員会及び同年3月に開催された代議員会において承認されました。



赤十字の活動を支えているのは、会員のみなさまです。
赤十字活動資金への温かいご協力をお願いします。

ご寄付の方法



地域でのご協力

町内会・自治会などを通じてご協力をお願いしているほか、年間を通じて府内各市区町村の赤十字担当窓口からもご協力いただけます。



クレジットカードによるご協力

二次元コードからの登録により、クレジットカードでご寄付いただけます。毎月・毎年・今回のみからお選びいただけます。



郵便局・ゆうちょ銀行でのご協力

口座番号 00990-4-54795 加入者名 日本赤十字社大阪府支部

郵便局備え付けの振込票に寄付金額・住所・氏名等を記載し、郵便局の窓口にてご寄付いただけます。

*窓口からの振込は、手数料が免除されます。※銀行(りそな、三井住友、三菱UFJ、みずほ)から振込む場合は、手数料が免除となる振込用紙をお送りします。お問い合わせ先までご請求ください。

遺産の寄付をお考えのみなさまへ 思いを託す。未来へ繋ぐ。

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。日本赤十字社では、その尊い思いに応えるため、遺贈(遺言による寄付)や相続財産寄付を承っております。日本赤十字社大阪府支部への遺贈・相続財産寄付に関する資料請求、お問い合わせは、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

遺産の寄付に
相続税は
かかりません

日本赤十字社大阪府支部へ遺贈された財産および相続人が寄付した財産は、全額非課税となる税制上の優遇措置が適用されます。(申告書提出期限は相続から10ヶ月以内)

遺贈について

遺言による方法で、財産の受取人を日本赤十字社とし、その使途を日本赤十字社大阪府支部の事業と指定することで、大阪府内における赤十字活動に役立てることができます。

お問い合わせ

TEL.06-6943-0707 (平日:午前9時~午後5時30分)



VEGETABLE
OIL INK
環境にやさしい「植物油インキ」
を使用しております。

+ 日赤大阪

No.138
2025

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

発行日:令和7年4月1日 発行番号:No.138/2025 編集・発行:日本赤十字社大阪府支部
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-7 TEL:06-6943-0705

[Facebook https://www.facebook.com/jrcosaka/](https://www.facebook.com/jrcosaka/) 代表メール info@osaka.jrc.or.jp

日本赤十字社大阪府支部 検索



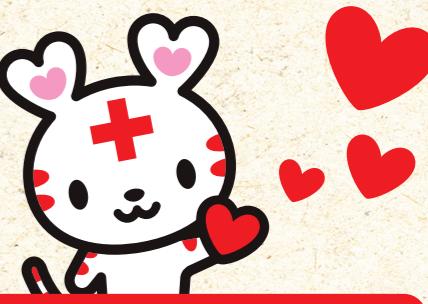
苦しんでいる人を救いたい

赤十字の活動資金にご協力ください

日本赤十字社は、紛争・災害・病気などで
苦しむ人を救うため、あらゆる活動に取り組んでいます。
ご一読いただき、みなさまのあたたかいご支援をお願いいたします。

日本赤十字社大阪府支部

いのちと健康を守る赤十字活動



大阪・関西万博

国際赤十字・赤新月運動館

人間を救うのは、人間だ。

The Power of Humanity



HISTORY

国際赤十字の誕生から4年後、1867年に開催されたパリ万博では、ジュネーブ条約と赤十字の普及のため戦争負傷者の救護資器材が数多く展示されました。敵味方の別なく救うという思想と実践方法が世界へ向けて発信されたのです。日本赤十字社の創立者佐野常民は万博会場で初めて赤十字に出会い衝撃を受けます。その後、1877年に博愛社(日赤の前身)を設立します。万博で発信された「救いたい」という思いを受けて、日本に赤十字社が誕生したのです。

赤十字パビリオン
特設WEBサイト



世界中で活動する



避難してきた
被災者に寄り添う
米国赤十字社
スタッフ
©米国赤十字社

米国ロサンゼルス近郊で発生した大規模な山火事では、米国赤十字社は迅速な救援活動を展開しています。赤十字のネットワークを活かして、緊急時の救援や復興支援、予防活動に取り組んでいます。

国内災害救護(自然災害への対応)



令和6年能登半島地震では、被災地に医療救護班を派遣し、巡回診療や感染症対策の指導、こころのケア活動を行いました。平時には、災害に備え訓練も行っています。

ボランティアの育成



地域に根付いた活動や特定のスキルを活かしたボランティア活動を展開しており、災害時にも活動します。

いのちと健康を守る知識と技術の普及



自助共助の取り組みを促進するため、救急法講習をはじめ、府内各地で様々な講習を開催しています。

いのちを繋ぐ献血



府内各地の献血会場では、多くの青少年赤十字加盟校の高校生メンバーが献血呼びかけに取り組んでいます。

表彰制度の概要

赤十字活動資金のご協力に対して、次のとおり表彰制度を設けています。

特別社員	毎年(2,000円以上)または一時・数次で20,000円以上
支部長表彰状	一時または累計で100,000円以上
銀色有功章	一時または累計で200,000円以上
金色有功章	一時または累計で500,000円以上



▲銀色有功章
(個人・法人楯式)



▲金色有功章個人
※法人は楯式

※上記の表彰のほか、その金額に応じて国の表彰申請の手続きをしております。詳細は支部までお問い合わせください。

税制上の優遇措置

赤十字活動資金へのあたたかいご協力をお願いします。

個人の場合

優遇区分	措置の内容等
所得税 (所得控除)	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。

法人の場合

優遇区分	措置の内容等
法人税	通常の寄付金の損金算入限度額と合わせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。